

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
かたは、
お盆の日
に当り)

目 次

◇規 則 鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業輸出振興資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則

◇公安規則 警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十四号

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立岩井長者寮管理規則（昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号）

の一部を次のように改正する。

別表中

| | |
|------|--------|
| 一人月額 | 七、五〇円 |
| 一人月額 | 九、〇〇円 |
| 一人月額 | 一〇、五〇円 |
| 一人月額 | 一〇、五〇円 |
| 一人月額 | 一〇、〇〇円 |
| 一人月額 | 八、五〇円 |
| 一人月額 | 九、五〇円 |
| 一人月額 | 八、〇〇円 |
| 一人月額 | 六、五〇円 |
| 一人月額 | 一〇、五〇円 |
| 一人月額 | 九、〇〇円 |
| 一人月額 | 七、五〇円 |
| 一人月額 | 一〇、五〇円 |

を

| | |
|------|---------|
| 一人月額 | 八、三〇円 |
| 一人月額 | 九、八〇円 |
| 一人月額 | 一、三四〇円 |
| 一人月額 | 七、四〇円 |
| 一人月額 | 一、三四〇円 |
| 一人月額 | 八、八〇円 |
| 一人月額 | 一〇、三四〇円 |
| 一人月額 | 九、三四〇円 |
| 一人月額 | 一〇、八〇円 |
| 一人月額 | 二、三四〇円 |
| 一人月額 | 八、三四〇円 |
| 一人月額 | 九、八〇円 |
| 一人月額 | 一、三四〇円 |

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県中小企業輸出振興資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 則

鳥取県規則第二十五号

鳥取県中小企業輸出振興資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業輸出振興資金貸付規則（昭和四十二年三月鳥取県規則第十号）の一部を次のように改正する。

題名中「中小企業」を削る。

第一条中「県内において輸出品の製造を行なう中小企業者」を「県内における輸出品製造業者」に、「中小企業を行なう輸出の振興」を「輸出産業の振興」に改める。

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この規則において「輸出品製造業者」とは、県内に事業所を有する会社、事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合及び個人であつて、輸出品又はその部品を製造しているものをいう。

第三条第一項及び第四条中「中小輸出品製造業者」を「輸出品製造業者」に改める。

第五条中「中小輸出品製造業者」を「輸出品製造業者」に、「一千万円以内」を「三千万円以内」に改める。

第七条中「中小輸出品製造業者」を「輸出品製造業者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の鳥取県中小企業輸出振興資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 則

鳥取県規則第二十六号

鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当等支給規則（昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条各号列記以外の部分中「公共職業訓練を受けている次の各号」を「公共職業訓練を受けている第一号から第五号まで」に、「第五号」を「第六号」に改め、同条に次の一号を加える。

六 児童相談所、精神薄弱者更生相談所、精神衛生センター又は精神衛生鑑定医の判定により精神薄弱者とされた者であつて、公共職業安定所による職業のあっせんを受けることが適当であると公共職業安定所により認定されたもの

第九条第一項ただし書中「第二号、第三号及び第六号」を「第二号から

第四号まで及び第七号」に改め、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 沖繩居住者等に対する夫業保険に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十七号) 第五条の規定による沖繩法相当給付

様式第一号その一中

| | |
|-----------------|-----------------------------|
| ハ 国家公務員等失業者退職手当 | ニ イからハまでに相当する地方公共団体が支給する給付金 |
| 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |

を

| | | |
|-----------|-----------------|-----------------------------|
| ハ 沖繩法相当給付 | ニ 国家公務員等失業者退職手当 | ホ イからニまでに相当する地方公共団体が支給する給付金 |
| 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |

に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年四月一日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

鳥取県公安委員会規則第二号

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

警察職員(の定員の配分に関する規則(昭和三十四年十月鳥取県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表
定 員 配 置 表

| 職員別 課署別 | 警 察 官 | | | | | 計 | 一 般 職 員 |
|------------|-------|-----|-----|------|-----|-----|------------|
| | 警 視 | 警 部 | 警部補 | 巡査部長 | 巡 査 | | |
| 秘 書 課 | 1 | 1 | 1 | | 1 | 4 | 11 |
| 会 計 課 | 1 | 1 | | | | 2 | 17 |
| 警 務 課 | 2 | | 1 | | | 3 | 23 |
| 教 養 課 | 1 | 2 | 1 | 2 | | 6 | 4 |
| 監 察 課 | 1 | 2 | 1 | | | 4 | 3 |
| 捜査第一課 | 2 | 3 | 4 | 6 | | 15 | 6 |
| 捜査第二課 | 1 | 3 | 4 | 7 | | 15 | 1 |
| 防 犯 課 | 1 | 2 | 3 | 2 | | 8 | 7 |
| 鑑 識 課 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 4 | 16 |
| 警 備 課 | 1 | 4 | 8 | 14 | | 27 | 5 |
| 外 勤 課 | 1 | 2 | 2 | 3 | | 8 | 2 |
| 交通第一課 | 1 | 4 | 5 | 4 | 14 | 28 | 4 |
| 交通第二課 | 2 | 2 | 3 | 3 | | 10 | 18 |
| 機 動 隊 | 1 | 1 | 1 | 2 | 14 | 19 | |
| 警察学校 | 1 | 2 | 2 | 1 | 40 | 46 | 6 |
| 小 計 | 18 | 30 | 37 | 45 | 69 | 199 | 123 |
| 岩 井 署 | 1 | 1 | 2 | 4 | 15 | 23 | 3 |
| 鳥 取 署 | 1 | 5 | 15 | 27 | 98 | 146 | 11 |
| 郡 家 署 | 1 | 2 | 4 | 7 | 31 | 45 | 7 |
| 智 頭 署 | 1 | 1 | 2 | 4 | 15 | 23 | 3 |
| 浜 村 署 | 1 | 1 | 3 | 5 | 17 | 27 | 3 |
| 倉 吉 署 | 2 | 4 | 9 | 17 | 62 | 94 | 14 |
| 八 橋 署 | 1 | 1 | 4 | 6 | 25 | 37 | 5 |
| 米 子 署 | 1 | 5 | 15 | 27 | 106 | 154 | 18 |
| 境 港 署 | 1 | 3 | 5 | 7 | 29 | 45 | 10 |
| 溝 口 署 | 1 | 1 | 2 | 4 | 14 | 22 | 3 |
| 黒 坂 署 | 1 | 1 | 2 | 4 | 17 | 25 | 3 |
| 小 計 | 12 | 25 | 63 | 112 | 429 | 641 | 80 |
| 合 計 | 30 | 55 | 100 | 157 | 498 | 840 | 203 |

別表を次のように改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年四月一日

鳥取県公安委員会委員長 澤

住 辰 蔵

鳥取県公安委員会規則第三号

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則(昭和三十八年十月鳥取県公安委員
会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県黒坂警察署の項中

| | | |
|---|---|---|
| 署 | 詰 | 日野町大字黒坂 |
| | | 日野町のうち 大字黒坂、下黒坂(根 妻を除く)、上菅、 中菅、下菅、小河内、 久住 |

| | | |
|---|---|--|
| 署 | 詰 | 日野町大字黒坂 |
| | | 日野町のうち 大字黒坂、下黒坂(根 妻を除く)、上菅、 中菅、下菅、小河内、 福長、久住 |

| | | |
|----------------------|----------------|------------|
| 菅沢ダム | 阿毘縁 | 印賀 |
| 日野郡福長 | 縁 | 大字印賀 |
| 日野町のうち福長 日南町のうち菅沢 | 大字阿毘縁、 下阿毘縁 | 大字印賀、折渡、宝谷 |

を

に、

を

| | | |
|----------------|------|-------------------|
| 阿毘縁 | 印賀 | 大字印賀 |
| 縁 | 大字阿毘 | 大字印賀、折渡、宝谷、 菅沢 |
| 大字阿毘縁、 下阿毘縁 | | |

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

昭和四十二年四月一日

鳥取県公安委員委員長 澤 住 辰 蔵

鳥取県公安委員会規則第四号

風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等取締法施行条例施行規則(昭和四十一年一月鳥取県公安委員
会規則第一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号その一及びその二中

「本
騰の
票の
民住」
を
「写
の
票の
民住」
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。